

私たちの出番だ

最近、悲しい出来事がありました。広汎性発達障害の一つであるア

スペルガー症候群を有する男性（42歳）が、実姉を刺殺した殺人事件で、大阪地方裁判所が、検察の求刑（16年）を上回る判決（20年）を言い渡しました。裁判所がこの

ような判決を下した理由には、1）犯行の動機にアスペルガー症候群が影響していることは認められるものの、量刑上大きく考慮することは相当でないこと、2）十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば同様の犯行に及ぶことが心配されること、3）家族が被告人との同居を明確に断り社会の受け皿が

何ら用意されていない現状では、再犯の恐れが強く心配されることの一つが上げられています。

これら理由に基づき、「許される限り長期間刑務所に収容することとで内省を深めさせる必要があり、そのことが社会秩序の維持にも資する」と20年の実刑という結果になりました。ちなみに検察の求刑

を上回る判決が出るという事は、ごく希のようです。この男性は小学5年の途中から不登校となり、その後、約30年間のほとんどを自宅に引きこもることになるのですが、こうなったことを姉のせいだと思ひ込み、姉を殺害するに至ったと判決は論じています。そして、その精神的なプロセスに、アスペルガー症候群が影響したと認めながらも、一方で、男性の意思で犯行に至ったと断じています。

様々な団体が、この判決に対して不当であるという旨の声明を発表しました。これらの声明についても私もその通りだと思います。しかし加えて率直な感想を付け加えれば、判決への批判だけを繰り返していても、何の展望も開くことができないと思いました。二度とこのような事が起きないためにも、政府は急いで対策を講じるべきだと思つています。2005年（平成17年）の発達障害者支援法の施行以降、発達障害者支援センターが各都道府県に設置されましたが、福祉サービスの構築は児童期に重きが置かれていたため、成人期の福祉サービスは、当法人が2005年（平成17年）から運営している、「ホームかなざわ」の取り組みの他、他県においても幾つか取り組みがあるので、大きな拡がりをみることはありませんでした。

という判決に、「それは違う、支えるサービスはある」と反論を行うことができないのも事実として私の中に残ります。私はこの裁判の行方を気にしながらも、政府には成人期の高機能自閉症スペクトラムの人たちへの福祉サービスのモデル事業を立ち上げていただき、これまで当法人が積み上げてきた知見も取り入れた福祉サービスのスキーム作りを急いで欲しいと思います。このように思うに至ったからこそ、こういう働きかけを一生懸命にしていきたいと思ひます。なぜ一般施策ではなくてモデル事業なのか。それは支えるに十分な専門性を持った人材が、まだまだこの国には足りていないと思うからです。事態は深刻な状況なのです。

アスペルガー症候群の人たちは、多くの場合知的に遅れはなく、一見して障害があることが分かりづらいことから、変わった人、空気の読めない人と捉えられていることがあり

ます。この論調は各紙とも同じで、障害に対する社会の理解を拡げず、必要な社会サービスを構築することに努力もせず、発達障害の特性に見合った矯正プログラムがない刑務所で更正を目指しても、何の解決にもならないと論じています。私もその通りだと思ひます。障害を理由に重い刑罰を科し、刑務所に長く収監しておくことは、障害者だけ罪より重い「ムシヨ暮らし」になってしまいます。

ですから、社会の受け皿（福祉サービス）が何ら用意されていない

ことから、変わった人、空気の読めない人と捉えられていることがあり

なりまし

なりまし

なりまし

なりまし



ます。社会性やコミュニケーション、想像力に障害があるので、特性として相手の心情を汲み取ることが苦手だったり、社会的な暗黙のルールがわからないなどということがあります。件数は少なくても、衝撃的な事件でその犯人がアスペルガー症候群の人だとすると、その部分が強調されて報道されることから、アスペルガー症候群が反社会的な行動に結びつきやすいという誤解も一部ありますが、決してそうではありません。特性が生活のしづらさに繋がっている場合でも、適切な理解や支援によって地域の中で普通の暮らしを送ることが可能ですし、その特性が才能として発揮され、偉大な業績を残している人もいます。

個性が社会生活を送るうえで生きづらさとなっている場合、その支え方をどうすればいいのか。支援に携わる専門的知識を備えた人材の育成が重要な事に加え、チームでの支援ということが肝になると思います。他者との関係性を取ることが難しい方もいる中で、キーパーソンとなる支援者の存在は重要です。しかし、その人でなければならぬというような、属人的でしかない支援になつてしまうことは避けなければなりません。支援の継続性や支援者自身の心身の健康を保つためです。また、これまでの支援では経験しなかつたことにも支援者は遭遇します。たとえば、利用者から直接「あの支援者の方が、あなたよりずっと良い支援者だから替わってほしい」と言われたり、支援者自身のパーソナリティを厳しい言葉で批判されることもあります。気になつたことを尋ねたり、伝えるために、昼夜を問わずメールが多量に送られたり、ひっきりなしに電話がかかってくることもあります。こういったことから、支援者としての自信を喪失したり、過度のストレスがかかたりすることもあるようです。いずれにしても個としての支援ではなく、永続的な支援を意識することや、チームで支えるという事を利用者にも理解をしてもらう働きかけが必要でしょう。さらにチーム内で負担感や無力感、やるせなさを共有したり、支援者である時間と二個人である時間をしっかりと分けるなど、心の消化と排泄も不可欠だと思います。

今年、当法人では、これまでの取り組みを更に進めるために、新しい事業（県から受託）を始めました。「ジョブカレ」です。クリエイティブな東近江と企画事業部が連携をして取り組んでいます。この事業の目的は、発達障害者の特性を踏まえながら、生活訓練の場面だけではなく、日中活動（就労準備訓練）にも取り組むことを通して地域での生活が可能となるように支援を行うことですが、ここでの成果を県内外に拡げて行きたいと考えています。私たちの実践から見えてきたエヴィデンスを積み上げ、職員の育ちのプロセスをも明らかにすること等を通して、新しい制度提案につながればと思っています。

今回の判決はとても残念でした。「社会に受け皿がないからできるだけ刑務所にいる」という判決は、障害がある人の最後の居場所は、刑務所のようにも受け取ることができません。

私たちは「福祉滋賀」を経営理念に掲げました。そうであるならば、最後のセーフティーネットは福祉でありたいと思います。

この判決が出た7月30日、私は東京にいました。「今、糸賀さんが生きていたら発達障害のことを、真つ先に取り組んだらうね」と、毎日新聞論説委員の野澤和弘さんが私に語り始めた時、ジョブカレの事業を何としてもこれからの時代を拓く福祉へと育てあげ、真に必要で有効な福祉サービスとして光を放ちたいと意を強くしました。

来年は、糸賀先生の生誕100年の年です。この判決が裁判員制度から生まれたことを思う時、福祉が社会を変える運動だとすれば、私たちの仕事は果たす役割もおのずと見えてきます。さあ、私たちの出番です。皆で、やり抜きましょう！

